

# 三愛 ビュー view

発行所：三船病院相談室  
 創刊日：2003年8月15日  
 〒763-0073  
 香川県丸亀市柞原町366  
 Tel 0877-23-2341  
 Fax 0877-23-2344

## 「当院における個人情報保護の取り組みについて」

副院長 川田 浩

今やコンピュータ、インターネットが普及し、個人情報が大量に蓄積され、瞬時に世界中に転送することもできる時代です。大変便利な反面、個人情報の保護についてはなほ危機的な面があります。1995年、「個人データの処理に係る個人の保護及びその自由な流通に関する欧州議会及びEU（欧州連合）理事会指令」が出され、個人情報保護法制が未整備な国々へのEU域内からの個人情報移転の禁止が宣言されました。このような状況のもと法的整備の必要性を迫られ、我が国においても、H17年4月1日より個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）が施行されています。

以前より医療専門職には、各種法律により「その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない」という守秘義務が課せられていました。また三船病院の就業規則においても、禁止行為の中に「在職中のみならず退職後においても、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない」とあります。それゆえ患者様の情報を職場以外では口外しない、患者様の情報書類は裁断して廃棄する等、これまでも患者様のプライバシー保護をしてきました。しかし今回の個人情報保護法の成立により、よりいっそう組織的に個人の情報管理をしなければならなくなりました。

日本医師会の「医療機関における個人情報の保護」によると、わが国の個人情報保護は、1980年のOEC D（経済協力開発機構）による「プライバシー保護と個人データの国際流通についての理事会勧告」（通称：OEC Dガイドライン）の中にあるOECD8原則の考え方が色濃く反映されているとのこと。この8原則には、①個人情報を収集する際には情報の利用目的を特定して本人にわかりやすく説明し、不正のない方法で収集しなくてはならないこと、②収集した情報は安全に保管すべきこと、③情報の主体である本人には自分の情報がどのように集め利用されているのか、その内容が正確であるかを自ら確認する機会が与えられること、④内容に間違いがあれば訂正できること、⑤本人が望まない方法で利用されている場合にはそれをやめるよう要求できること、などがあります。

これまでも三船病院では、個人情報の取り扱いに細心の注意を払ってまいりましたが、今回の法律施行に伴い新たに個人情報保護準備会を立ち上げました。準備会の目的は、個人情報に関する院内規則を作成し全職員に周知・実行することです。当院の院内規則は、日本医師会の「個人情報の保護に関する院内規則」に準拠しています。

個人情報の利用目的については、当院でも院内掲示し患者様に周知しています。また初診の患者様にも、受付にて「当院における個人情報の利用目的」を示したリーフレットをお渡ししています。利用目的として、①他医療機関等との連携、②他医療機関等からの照会への回答、③ご家族等への病状説明、等があります。患者様にスムーズな医療を提供するためにも他医療機関との連携並びに診療情報の提供は大切であり、重要なものと考えます。ここで記載したのは利用目的の一部ですが、興味のある方は院内掲示物、リーフレット等をご覧ください。なお、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい場合には、遠慮なくその旨を入院管理室の相談窓口までお申し出ください。

また、病院で入院治療等を受けている情報そのものも保護すべき対象であり、入院しているかどうかのお問い合わせにはお答えできません。お見舞の方などから患者様の病室を尋ねられても、本人の了解がないとお教えできませんので、ご理解頂きたいと思っております。

今後当院では、三船病院個人情報保護委員会を発足させる予定です。「個人情報。用心！用心！カテナッチオ（守備固め）」というキャッチフレーズをもとに、職員一同、今以上に個人情報の保護に努めたいと思っております。



# 「作業療法士としての今後の方向性」

作業療法課 課長 香川 卓也

近年、精神保健福祉の改革重点施策が次々と打ち出されています。1988年の精神保健法改正から、2004年には「精神保健医療福祉の改革ビジョン」「グランドデザイン」が打ち出されました。わが国の積年の課題であった長期入院を解消させることと、退院後の地域生活支援体制について具体的な数値で表しており、精神保健福祉体系の再編・基盤強化がすでに始まっています。

さて、当院の作業療法も従来の医療モデルではなく科学の領域と、対象者の主観性を重視する個人の生活をどのように統合していくかが、具体的に問われているように思います。生産的作業を中心に行ってきた当院の作業療法ですが、近年はグループ活動などの非生産的作業療法を充実させています。それぞれの希望に応じたグループ活動を行うだけでなく、個別の関わりにも目を向けていくことが大切だと思います。

対象者にとって予期せぬ精神の「病い」により日常生活や社会生活は変化し、多くのものを失ったためそれを取り戻すために活動の再体験の場を提供していくことは、作業療法士の役割として今後さらに必要であると考えています。

また、今春施行された個人情報保護法や情報開示、医療安全管理などが具現化された業務計画や質の高い職員の教育・研修の実践等々の宿題も年々増えてき

ています。今後地域で求められる作業療法を様々な視点から展開できるように、作業療法士自身の研鑽を深める必要があります。

このような状況の中今年度の計画としては、多職種でのチームによって訪問を行うなど現在地域で活動している作業療法士から話を聞き、これからの作業療法士に必要な技術や知識を習得していきたいと考えています。同時に入院中の方・外来通院中の方問わず作業療法の対象となる方々からの声に耳を傾け、対象者主体での関わりを常に意識し、今まで以上に個別の関わりが持てるよう努力していきたいと思います。「実践から示す作業療法の共通基盤」「職員の教育・研修問題」「対象者主導の作業療法」を基軸に、よい伝統を残しつつも若い世代からの新しいアイデアを取り入れグランドデザイン時代の新しい作業療法を作業療法士だけでなく多職種とも協力して作り上げていきたいものです。



## 三船病院医師からのメッセージ...

「ストレスについて」

三船病院医師 中野 太郎



みなさんもよく聞いたり、使ったりしている「ストレス」という言葉は、実は「外部からの刺激が負担として働いたときに心身に生じる機能変化」というのが本来の意味です。その原因となる刺激などをストレスサーといいますが、区別があまりされなくなり、まとめてストレスと呼ばれるようになったようです。

ストレスは暑さ、寒さであったり、人間関係であったりと生きていく上で必ず起こっている出来事や状態なのですが、では特に問題となる心理的なストレスにはどう対処すればいいのでしょうか？

それにはこの外部からの刺激を「適度」にする必要があります。刺激自体を変えることは難しいですから、自分のものの見方や考え方を換え、そして感じ方を変えることにより、ストレスを少しでも適度なレベルまで下げることが重要となります。そのためには、ストレスに対する自分の感じ方などのような傾向があるかを知り、弱点があれば克服できるように練習していく必要があります。

なかなか難しいことですが、自分も少しずつ心掛けていきたいと思っています。

# 三愛会 トピックス

## ★三船病院家族会

5月15日(日)三船病院家族会を3年ぶりに開催し、大勢のご家族にご参加頂きました。ご家族はご本人と面会され、普段とはまた違った雰囲気の中、ゆったりとした時間を過ごされました。うどんや寿司、お茶席等のお接待や苗物等の販売、午後はゲストに「和風バンド」を招いての演芸会も行いました。

また午前中、相談室と1病棟それぞれで家族教室を行いました。相談室からは当院薬局長より「お薬について」と題し、1病棟のご家族へは「認知症とその予防について」川田副院長よりお話がありました。ご家族は熱心に講義に耳を傾けられていました。

相談室PSWは、今後もご家族の支援として家族教室など提供していきたいと考えています。次回の予定が決まれば、また紙面などを通じてお知らせ致します。



## ★相談室セミナー

7月7日(木)14:00～、三船病院相談室PSWより第12回相談室セミナー「働こうと思ったら…」を開催し、入院中の方と外来通院中の方合わせて37名の参加がありました。今回は香川障害者職業センターの職業カウンセラー小川氏をお招きし、就労希望して仕事に就くまでの流れやジョブコーチ支援事業の紹介、障害者職業センターのサービスについてお話いただきました。講演後は参加者から次々に質問が挙がり、就労に対して皆様の関心の高さが窺えました。

今後も続けて相談室セミナー開催予定です。取り上げてほしいテーマや内容がありましたら、相談室までご連絡下さい。



## ★就労支援に向けて・・

三愛会PSWは、ソーシャルワークの一環として委員会活動を行っています。その一つであるソーシャルワーク委員会ではこれまで様々な理論の研究を行ってきましたが、今回就労支援に着手することになりました。

精神障害者の就労支援制度・施策に進展が見られる昨今ですが、他の障害に比べて事業所の数などはまだまだ不足しています。働く意欲があっても受け入れ先が限られるため、当事者の期待に応えることができない現状があります。

ソーシャルワーク委員会では、三愛会のサービスを利用し、かつ働く意欲のある当事者を対象に、就労相談、職場の開拓および確保、各支援機関・サービスとの連絡調整などを行う予定です。そうすることで就労の実現と継続を目的とし、支援体制の確立を目指し取り組んでいます。また同時に、当事者だけでなく事業所に対しても、抱えている不安や疑問を解消していけるような支援を考えています。

今後は地域生活支援センターはなぞのを窓口とし、『三愛会就労支援事業』として取り組んでいく予定になっています。就労に関心のある方はぜひご相談下さい。

三愛会PSW ソーシャルワーク委員会





### 【介護老人保健施設 福寿荘】

支援相談員 森本 将夫

支援専門員は介護老人保健施設のソーシャルワーカーです。法令により1名以上の配置が義務付けられており、福寿荘には現在2名の支援相談員がいます。

支援相談員の業務としては①利用者・家族様からの療養中の相談②関係機関・市町村等との連携③ボランティアの指導④レクリエーションの計画・指導等があります。どの業務も重要ですが、中でも利用相談は施設利用の窓口にあたる業務であり入所後のサービスの成否にも大きく関係します。市町村で介護保険の認定を受けた高齢者(要介護者)の方が入所できる施設には、3種の介護保険施設(介護老人保健施設もこの一つ)のほかにグループホーム、介護付きケアハウス・有料老人ホーム等たくさんの種類があります。利用者・家族様が病態や介護の必要度、家庭・経済的状況にあった施設を選択するには適切な情報が必要です。そのため利用相談の過程で支援相談員は利用者・家族様からお話を聞かせて頂き、個々の状況に応じた必要な情報を提供します。時に関係者間で意見の相違がある場合には支援相談員が潤滑油の働きをすることで調整を図ることもあります。利用相談とは、ご本人にとって何処でどのようなサービスを受けて暮らすのが一番良いかを、ご本人を中心に介護に関わる皆で考えていく過程です。その方の“人生の着陸”のあり方に大きな影響を与える業務であると言えます。今後もよりよい支援相談を目指し一層の知識・技術の習得に努めたいと考えます。

### 【地域生活支援センター はなぞの】



精神保健福祉士 木村 潤

地域生活支援センター「はなぞの」には、2か所のサテライト支援センターがあります(サテライトとは、出張所というような意味です)。今回はその一つ、サテライト支援センター「城西」についてご紹介します。

支援センターは「地域で生活する精神障害を持つ方の支援」を目的としており、皆さんが利用しやすい場所にあるのが望ましいと思われます。しかしサテライト支援センターができる前は、「すぐ近くに病院があるため行きづらい」「三船病院に通院している人以外は利用できないのか」という声がよく聞かれました。そこで少しでも多くの方が利用しやすい場所、交通の便の良い場所を検討し、『町の中の支援センター』として、平成13年4月、丸亀城付近のマンション内にサテライト支援センター「城西」を開所しました。

「城西」では英語サークル、ストレッチサークル、さぬきうどんラリーなどユニークな事業が多く、皆さんの交流の場となっています。また毎週水曜日と金曜日には、支援センターの利用者でありピアワーカーの方にスタッフとして在駐して頂き、好評を得ています。

以上、「城西」について簡単にご紹介させて頂きました。次号では「つどい」について掲載する予定です。大勢の方のご利用をお待ちしています。なお、支援センターについて詳しくお知りになりたい方は、支援センター「はなぞの」「城西」「つどい」までお問い合わせ下さい。

#### 《三船病院からのお知らせ》

##### 【行事予定】

・8月20日(土) 夏祭り

##### 【委員会】

- ・地域生活支援委員会(第1水曜日)
- ・行動制限最小化委員会(第1金曜日)
- ・身体拘束廃止委員会(第1金曜日)
- ・医療安全管理委員会(第2水曜日)
- ・院内感染対策委員会(第3金曜日)
- ・褥瘡予防対策委員会(第4水曜日)



#### 《編集後記》

梅雨も明け暑い夏がやってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年は雨が少なく水不足が心配されましたが、かと思えば一転大雨が降るなど、天候が大変不安定です。

今回(第8号)の1面でもふれましたように、4月1日より「個人情報保護法」が施行されました。これまでも精神保健福祉分野ではプライバシー保護について守秘義務が課せられていましたが、今回一つの法律として規定されました。今後もよりいっそうの注意を払い、当事者の皆様に不利益がないよう努めてまいりたいと思います。

(三船病院相談室PSW)